

# 青森県報

第三千二百六十号

平成二十二年  
七月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報の一部改正……………(総務学事課) ……一

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……一

右 同……………( 同 ) ……一

身体障害者福祉法による医師の指定……………( 同 ) ……一

飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定の解除……………( 同 ) ……二

保安林の指定予定……………(林政課) ……三

保安林の指定解除予定……………( 同 ) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第二十五條第五項において準用する同法第十條第二項の規定による公告……………(県民生活(県文化課)) ……四

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四

平成二十一年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表……………(建築住宅課) ……五

建設業者の許可の取消し……………(中南地域(県民局)) ……五

右 同……………(三八地域(県民局)) ……六

公安委員会

警備員等の検定の実施……………(生活安全(企画課)) ……六

## 告 示

青森県告示第四百六十一号

平成二十三年四月一日青森県告示第二百二十八号(青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があつた場合において直ちに開示することができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

表調理師試験の項を削る。

青森県告示第四百六十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四條第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
にいた調剤薬局	八戸市大字新井田字館下二三の二	平成三〇・七一

青森県告示第四百六十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四條第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まえたい薬局	三沢市大字三沢字前平四七の二五七	平成三・七一

青森県告示第四百六十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	所 在 地	診 療 科 目	指 定
				年 月 日
高橋 后幸	医療法人社団ク ロース・トウ・ ユース・エス・ ティック	弘前市大字福村 一字新館添二〇の 一	眼科（視覚障害）	平成 三・七一
向井田泰子	はるみ眼科・循 環器内科クリニ ック	八戸市一番町二 丁目三の六	眼科（視覚障害）	"

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要 粗たん白質 % 粗脂肪 % カルシウム % リン % 粗繊維 % 粗灰分 % 揮発性窒素 % 塩基性窒素 % 水溶性窒素 % 消化率 % T D N % M E kcal/kg その他 の査 水分 %	違反の内容

青森県告示第四百六十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成二十二年五月六日、七日及び同年六月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

中島 道子	牛尾 晶	亀田 邦彦	西谷 大輔	永山 亮造
公立野辺地病院	八戸赤十字病院	三沢市立三沢病院	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病	医療法人ときわ会
上北郡野辺地町 字鳴沢九の二	八戸市大字田面 木字中明戸二	三沢市中央町四 丁目一の一〇	八戸市大字白銀 町字南ヶ丘一	南津軽郡藤崎町 の大字神字亀田二
内科（肝臓機能障 害）	消化器内科（肝臓 機能障害）	内科（呼吸器機能 障害）	消化器内科（肝臓 機能障害）	内科（肝臓機能障 害）
"	"	"	"	"

北日本くみあい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の7	同 左	くみあい標準配合飼料 パコーチックZK後期	22.4	15.3	3.9	1.03	0.64	2.5	5.4					2,800	13.0		
		くみあい配合飼料 たまご工房	22.4	17.6	5.7	4.02	0.58	2.4	12.5					2,800	11.9		
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	くみあい配合飼料 ニューアラテイB	22.4	16.9	4.7	0.76	0.51	2.2	4.5				78.0		13.3		
		ノーサン印成鶏飼育用配合飼料	22.4	17.2	4.4	3.26	0.51	1.7	10.2					2,820	12.0		
		ヘルシーセブソ(A)	22.4	25.4	4.4	1.11	0.73	1.3	5.9					3,020	11.9		
		ニチワ印アラ肥育前期用配合飼料	22.5	17.9	7.4	0.90	0.53	1.4	4.6					3,210	12.2		
		ニチワ印アラ肥育後期用配合飼料	22.6	16.9	3.1	1.13	0.63	8.9	8.3					67.2		10.9	
		ニチワDコーン	22.6	13.2	4.0	0.45	0.68	4.2	4.8					71.4		11.3	
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同 左	RFクロス	22.6	12.6	4.2	0.32	0.58	5.6	4.2				72.3		14.0		

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第四百六十六号

口蹄疫のまん延を防止するために平成二十二年六月十四日青森県告示第四百十二号をもつて青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第三條第一項の規定により指定した次に掲げる家畜の種類及び指定家畜等の移入禁止区域について、当該指定を解除するので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

牛、めん羊、山羊、豚、水牛、しか及びいのしし

二 指定家畜等の移入禁止区域

鹿児島県

青森県告示第四百六十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十條の規定により告示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

三戸郡南部町大字赤石字館六九の一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百六十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一(一) 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町葉色山・朝比奈岳(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

二(一) 解除予定保安林の所在場所

むつ市大畑町葉色山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(三) 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年六月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 a o m o r i は今日もツイてる推進プロジェクト

三 代表者の氏名

清水 大憲

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部四三八の一四

五 定款に記載された目的

この法人は県民一人一人が地域社会のなかで本来の豊かさ感をもつて生活ができるような支援環境及び支援教育を充実させる為に、「言葉の力」の重要性を理念とした講演及び製作事業、事業所に対する経営支援事業、若年層に対する職業意識のもち方と起業人への支援事業など県民がより一層の幸福を実感できる地域社会の構築に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、南部町地区の県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用排水施設整備))

(農道整備) 計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十二年七月十二日から同年八月九日まで

三 縦覧の場所

南部町役場

平成二十一年度社団法人全国公営住宅火災共済機構災害共済事業経営状況の公表

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定により社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成二十一年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

六八八

加入戸数

八八一、六五〇戸

共済委託契約金額

七、八六八、七三一、二八六千円

火災共済掛金

一、〇六六、九三九千円

被災戸数

二四二戸

火災共済給付金

二八三、二七四千円

特定給付金

一六、六四四千円

復興建築助成戸数

一二六戸

復興建築助成金

六一、五五一千円

住宅災害見舞戸数

六四一戸

住宅災害見舞金

三七、七四〇千円

住宅防火施設整備補助会員数

二二一

住宅防火施設整備補助金

一〇七、八九一千円

二 貸借対照表(平成二十二年三月三十一日現在)

1 資産の部

(一) 流動資産

六八七、九八三千円

(二) 固定資産

(1) 特定資産

ア 異常危険準備金資産

二、九一三、九六七千円

イ その他特定資産

一、七〇二、四五四千円

(2) その他固定資産

三六六、三三〇千円

資産合計

五、六七〇、七二四千円

2 負債の部

(一) 流動負債

六〇九、六八〇千円

(二) 固定負債

三、〇四二、六八二千円

負債合計

三、六五二、三六二千円

3 正味財産の部

正味財産合計

二、〇一八、三六二千円

負債及び正味財産合計

五、六七〇、七二四千円

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村ソフトプラント株式会社

二 代表者の氏名 阿保 信行

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字本町三三の二一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第二九九〇号

- 五 取消年月日 平成二十二年六月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築、消防施設工事業に係る一般建設業の許可  
 取消しの原因となった事実

平成二十二年四月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 坂田建設工業株式会社
  - 二 代表者の氏名 坂田 雅紘
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家三丁目一四の二二
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第五七三八号
  - 五 取消年月日 平成二十二年六月十五日
  - 六 取消しに係る建設業の許可
  - 七 取消しに係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実  
 平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定に基づき検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平

成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第七条の規定により公示する。

平成二十二年七月九日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 検定の実施日時及び場所

1 実施日時

平成二十二年十月二十三日（土）午前九時から午後五時までの間

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第一条第三号に規定する雑踏警備業務 一級

三 検定の定員

三十人（予定）

四 受検資格

青森県内に住所を有する者又は青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当する者

- 1 雑踏警備業務について検定規則第四条に規定する二級の検定（以下「二級検定」という。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、同合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- 2 都道府県公安委員会が前1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めらるる者

五 検定の方法及び内容

1 方法

検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験に合格しなかつた者に対しては、実技試験は行わない。

2 内容

(一) 学科試験

- (1) 警備業務に関する基本的な事項
- (2) 法令に関すること。
- (3) 雑踏の整理に関すること。

- (4) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(二) 実技試験

- (1) 雑踏の整理に関する事。
- (2) 雑踏警備業務の管理に関する事。
- (3) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

六 検定申請の手続き

1 検定申請の受付期間及び受付時間

(一) 受付期間

平成二十二年八月十八日(水)から同年九月十日(金)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

検定申請の受付は先着順とし、検定申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 検定申請の受付場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

六の2の受付場所に検定申請の書類及び検定手数料を持参して申請を行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 検定申請の書類

(一) 検定申請書 一通

(二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に

氏名及び撮影年月日を記入したもの) 二葉

(三) 青森県内に住所を有する者は、住所を疎明する書面(住民票の写し、自動車運転免許証の写し等) 一通

(四) 青森県外に住所を有する者で青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面 一通

(五) 四の1に該当する者は、二級検定(雑踏警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の写し及び警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面 一通

(六) 四の2に該当する者は、一級検定受検資格認定書(雑踏警備業務に係るものに限る。)(の写し 一通

5 受検手数料

一万三千円の青森県収入証紙により、検定申請書提出時に納入すること。

七 検定受付時間

当日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検定申請者には、検定申請書を提出した警察署において受検票を交付する。

2 合格者に対しては、成績証明書を交付する。

3 受検に際しては、受検票、筆記用具、運動靴を持参すること。

九 検定申請に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七 七二三 四二一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭